

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所6、7号機設置変更（第3電源））【11】
2. 日 時：令和4年8月22日 14時20分～15時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他4名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設置変更許可申請書のうち、発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）への適合等について、令和4年8月22日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。
【設置許可基準規則への適合性について<補足説明資料>】
 - 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置場所について、原子炉建屋のみとしているが、必要に応じて記載の適正化を検討すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし